

國學院大學學術情報リポジトリ

中世ウェールズの旅人と客人接待

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-04-23 キーワード (Ja): 「ウェールズ法」, 旅人, 客人接待, ギラルドゥス・カンブレンシス, 『ウェールズ案内』 キーワード (En): 作成者: 永井, 一郎 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001594

中世ウェールズの旅人と客人接待

■ 永井 一郎

▶ 要 旨

本稿で私は下記の作業を進めた。

- (1) 「ウェールズ法」が「他郷者 (alltud)」をどのように規定し、処遇しているか、大まかに整理する。
 - (2) 同法の中で、他郷者の一形態である旅人や客人を在地の人々がどのように処遇ないし接待しているか探る。
 - (3) ギラルドゥス・カンブレンシスが著作『ウェールズ案内』に記している客人接待について紹介、「ウェールズ法」のそれとの違いがなぜ生まれたのか推測する。
- 得られた結論は下記3点である。
- (1) 中世ウェールズでは支配者層、一般民ともに「他郷者」に常時関心を寄せ、彼らを平穩に受け入れる仕組みを作っていた。
 - (2) 客人に対する処遇もこの枠組みの中でおこなわれていたが、客人と宿主の間で必ず交渉が行われ、しばしば緊張関係が生じたと推定される。
 - (3) ギラルドゥスはウェールズではすべての旅人が無条件に歓待されると記しているが、これはウェールズ人の寛大さを強調するための偏った表現であり、彼自身の体験が基になっている可能性が高い。

▶ キーワード

「ウェールズ法」、旅人、客人接待、ギラルドゥス・カンブレンシス、『ウェールズ案内』

目次

- I はじめに
- II 「ウェールズ法」とアスティド
- III アスティド関連規定
- IV 旅人と客人接待
- V 『ウェールズ案内』の客人接待
- VI おわりに

I はじめに

本稿は中世ウェールズの人々が外来者、特に旅人に対して日常的にどのような認識を持ち、どのように処遇していたか探ることを目的としている。

検討は次の手順で進められる。

- (1) 「ウェールズ法 (Cyfraith Hywel, The Welsh Laws)」⁽¹⁾の中で「他郷者 (alltud)」に言及している規定を紹介する。(第3節)
- (2) 他郷者の一形態である旅人を在地の人々がどのように処遇ないし接待したのか、同法の関連規定を踏まえて検討する。(第4節)
- (3) ギラルドゥス・カンブレンシス (Giraldus Cambrensis) が著書『ウェールズ案内 (Descriptio Kambriae)』⁽²⁾に記している客人接待慣習について紹介し、(2)の検討結果との違いがなぜ生まれたのか、その理由をギラルドゥスが持っていた諸条件から推定する。(第5節)

なお、2つの中心的史料「ウェールズ法」と『ウェールズ案内』の史料状況については先行拙稿で何度も紹介しているので⁽³⁾、本稿ではそれぞれ第2節と第5節で必要最小限の説明をし、史料紹介に代える。

両史料に客人接待に関する記述が含まれていることはよく知られているが、それらを照合し、違いを積極的に取り上げた研究は、私の知る限りこれまでなされていない。大まかに言えば、両者は基本的に同内容であり、相互にクロスチェックできる関係にあると理解され、その上で両史料、特に具体性に富むギラルドゥスの記述が間違いのない事実であるとして盛んに引用されている。

先行拙稿の中で本稿と最も強く関連しているのは「『ウェールズ法』のアルトゥド」⁽⁴⁾である。この拙稿で私はアステイドに言及する規定をすべて取り上げ、他郷者の全体像を描き出そうとした。本稿第3節はその検討結果を活用し、論点を再整理している。部分的な参照であればほかにも多くの先行拙稿を利用しているが、ここではそのタイトルを列挙せず、直接関連する箇所での註記にとどめる。

Ⅱ 「ウェールズ法」とアスティド

本節は、前半で「ウェールズ法」の史料状況と利用方法について簡単に紹介し⁽⁵⁾、後半ではウェールズ語で「外来者」を指す *alltud* の語義について説明する。いずれも次節以降の検討に必要な準備作業である。

「ウェールズ法」の現存マニュスクリプトは通常4つのグループに分けられ、「カヴネルス本 (Llyfr Cyfnerth)」⁽⁶⁾、「イオルウェルス本 (Llyfr Iorwerth)」⁽⁷⁾、「ブレギウリッド本 (Llyfr Bregywryd)」⁽⁸⁾、「ラテン語版 (Latin Manuscripts)」⁽⁹⁾と呼ばれている。それぞれ校本と英訳本が出版されている。

第1から第3のグループはウェールズ語の版であり、特徴的な構成や内容によってグループ分けされている。それに対して第4グループはラテン語で書かれたマニュスクリプトを集めたものであり、各マニュスクリプトの構成や内容は第1から第3グループのどれかに近似している。

「カヴネルス本」は12世紀第4四半期に南ウェールズで編纂されたと推定され、13世紀のマニュスクリプトが2点、14世紀のものが2点現存している。現在よく利用されている校本は13世紀のマニュスクリプト1点を底本とし、欠損部分を14世紀のマニュスクリプト1点で補っている。

「イオルウェルス本」は13世紀前半に北ウェールズで編纂されることが分かっていて、13世紀のマニュスクリプトが6点、14世紀のものが2点残されている。最新の校本は13世紀のマニュスクリプトの中で最も古く、欠落のないものをそのまま利用している。

「ブレギウリッド本」は13世紀後半に南ウェールズで編纂された可能性が高く、他の3グループの規定を総合した内容となっている。13世紀のマニュスクリプトが2点、14世紀のものが4点現存し、校本はそれぞれ1点を組み合わせて作られている。

「ラテン語版」グループの中で最も古いラテン語 A マニュスクリプトはウェールズ語からの翻訳で、内容的には「カヴネルス本」に近い。12世紀末に作られたと推定されている。他のラテン語マニュスクリプトの系譜は多様かつ複雑であり、本稿で利用しないこともあって、ここでは説明を省略する。

4グループともにオリジナル・マニュスクリプトは失われていて、現存しているのは写本である。しかし、各校本の中核となっている13世紀のマニュスクリプトに大きな改変が加えられた様子はなく、オリジナルの内容をほぼ忠実に伝えていると考えてよい。

各グループのオリジナルが作られた政治的背景を推定すると、「カヴネルス本」は南西

ウェールズの支配者たちが、イングランド勢力の侵入・定着に対抗するため、結束を固めるひとつの手掛かりとして既存の法規定や法慣習をまとめた可能性が高い。

同様に「イオルウェルス本」は、13世紀にイングランド勢力と対峙した北ウェールズの支配者が配下の伝統的な法律家たちに命じて作らせたものと推定され、その際「カヴネルス本」が中心的資料として活用されたことは間違いない。

「ラテン語 A マニユスクリプト」は南西ウェールズのおそらく修道院がイングランド王宮の意向を受けて、ウェールズ統治の重要な参考資料として「カヴネルス本」から必要な部分をラテン語訳したものと推定されている。

「ブレギウリッド本」の政治的背景は分からない。既存の「ウェールズ法」資料を総合するといった法律家の発想から生まれたものかもしれない。

以上のような史料状況を持つ「ウェールズ法」を本稿でどのように利用するのか、簡潔に説明しよう。

古い起源を持つ規定であるかどうかの判断は次の史料状況を手掛かりとして行われる。

- (1) 4グループにそろって記されている規定は12世紀以前にさかのぼる起源を持ち、場合によっては7, 8世紀までさかのぼる場合もある。
- (2) 4グループすべてではなくても、「カヴネルス本」と「ラテン語マニユスクリプト A」に、あるいは、「カヴネルス本」と「イオルウェルス本」に含まれている規定についても、同様な古い起源を推定できる場合がある。特に古拙な表現や簡潔な「三題歌」⁽¹⁰⁾が含まれていれば、まず間違いなく12世紀以前にさかのぼる古いルールを伝えている。
- (3) 「イオルウェルス本」、あるいは「ブレギウリッド本」のみに含まれ、古拙な表現や形式を含んでいない規定は13世紀になって新しく定められたものである。
- (4) 以上3点を踏まえたうえで、(1), (2)の古い起源を持つ規定については、「ウェールズ法」編纂時には法としての効力を失っていた可能性のあることに留意すべきである。ただし、いわば化石化しているように見える規定でも、その内容が通念となって人々の頭の中で生きていた可能性があり、そうであれば本稿にとって重要である。特に内容が日常生活にかかわる場合には、人々の認識や行動を探る手掛かりとして積極的に取り上げて検討する。
- (5) 古い起源を持つ規定が統治意図の表明になっている場合でも、その文章を人々の立場から読み直すことができないか探ってみる。

以上の5点はいずれも多くは推測を含む判断であり、当然結論も仮説的なものととどまる。しかし、同様な方法を「ウェールズ法」の多様な規定に適用していく中で、今後より確実な方法に改めることができると私は期待している。

本稿でアスティドと表記している alltud は all と tud が結合した語である。all の語義は「他の」、「別の」であり、tud は「人々」、「部族」、「一族」、「国民」、「国」、「地域」など幅広い意味で用いられる。血縁、地縁、統治など何らかの意味でまとまりを作っている人々と、彼らの居住地域の両方を指す語である。したがって、アスティドは自分たちとは違ったまとまりを持つ人々ないしその居住地を指す語であるが、「ウェールズ法」ではもっぱら人々の意味で用いられている。最も包括的な訳語を与えれば「よその人々」であろうが、実際の用例を見ると「よそ」の内容は多様であり、規定ごとに具体的内容を確認する必要がある。

本稿にとって重要なのは、アスティドが非ウェールズ人という意味での外国人に限定されていない点である。むしろ、ウェールズ内で、ウェールズ人の間でも、自分たちとは違う地域の人々を指す場合が少なくない。13 世紀末までのウェールズの歴史を見ると、政治的統合を目指す支配者が出現しても全ウェールズに支配権を確立することは少なく、勢力分裂の時期の方がはるかに長かった。分裂時における「国」境は当然ウェールズの内部にも設けられ、しかも、その時々政治状況に応じて変化した。さらに、被支配者である住民は自他を分ける独自の境界を想定していて、自分たちの生活・行動範囲、たとえば、先祖が定着した川沿いの居住地域を「国」と認識していた可能性が高い。

こうした状況に対応するため、本稿ではアスティドに「外国人」ではなく、「他郷者」という訳語を当てることにした。「他郷者」であれば中世ウェールズの人々が持っていた日常的な自他の区別に近づくことができ、また、旅人を視野に入れる際に役立つと判断したのである。

本稿は取り上げる史料ごとに、他郷者認識のもととなっている「国」ないし地域をできる限り明らかにしている。利用する規定の中に地理的範囲が明記されていればそれに従い、そうした手掛かりがない場合には、次に紹介する「国」認識の歴史的状況を参考にして推定した⁽¹¹⁾。

(1)10 世紀以前のウェールズで一般的にみられた政治単位は小さく、ひとつの川の流域に広がる小地域であったと考えられている⁽¹²⁾。定着時からの血縁関係とその後の地縁関係とが重なってできた住民とこれをまとめる支配者が生まれ、居住地域を自分たちの「国」とみなす認識が自然に生まれたのであろう。住民にとって「国」は生活の場であり、その内と外とを区別する意識は時代を超えて存在していたと考えてよい。

(2)10 世紀以降ウェールズを大きく 3 つに分ける認識が広まった。具体的には北部のグウィネズ (Gwynedd)、南部のデハイバース (Deheubarth)、東部のポウイス (Powys) である。それぞれの地域に上記の小「国」を束ねて王を称する者が出現し、さらなる支配権拡張を目指して競い合った⁽¹³⁾。10～13 世紀にかけてこの 3 大地域がウェールズの基本

的な政治単位となっていたことは、12世紀に始まったイングランド王権のウェールズ征服が3地域に分けて計画され、進められたことから明らかである。そして、こうした政治状況は各地域の住民にも影響を与えた。それぞれひとつの「国」を形成しているという認識が定着し、自他を分ける際の判断基準になったのである。

(3)現在のウェールズにはほぼ当たる地域をひとつの国とみなし、イングランドやアイルランドなど他の国から来た人々を外国人とみなす認識は、歴史的背景から3つの種類に分けることができる。

第1は、アングロ・サクソン諸部族の侵攻に追われてウェールズに定住した人々が生み出した自他の区別であり、外国の代表はイングランドとアイルランドである。この意識は言語や習慣の違いに支えられて7世紀以降どの時代でもウェールズ人、特に支配者層に共有されていた。第2は、12世紀以降に出現する自他の区別で、ウェールズへ侵入・定着したイングランド勢力と対峙する中で生まれた。第1の区別と違う点は同じウェールズに他国人が定住し、日常的な接触を持っていたことである。「ウェールズ法」の編纂者にとって最も現実的な他国者である。第3は、ウェールズ人はいつの日かブリテン島の統治者になるという古い共同幻想の中で生まれた自他の区別で、自国はウェールズではなくブリテンと表現される。

Ⅲ アステイド関連規定

「ウェールズ法」にはアステイドに言及している規定が20種類近くある。内容から大まかに、旅人としてのアステイド、ウェールズに定着したアステイド、長期間定住してウェールズ人に準ずる者となったアステイドに分けることができる。

在地の住民から言えば、まず注目するのは最初に他郷者が姿を現した時であり、特に何か異常な様子があれば警戒したであろう。しかし、旅人の多くは何事もなく通り過ぎたはずで、その場合は見守るだけでよかった。そのためもあってだろう、旅する他郷者に関する規定は少数で、特例と言ってもよいケースが取り上げられている。

次に住民が他郷者に関心を寄せるのは、彼らが自分の居住地近くに定住した時である。近隣者となるのであれば、旅人の場合とは違って日常的な接触が生まれるわけで、他郷者をどのように位置づけるかが大きな問題となる。当然であるが、住民が直ちに新参者を自分と対等とみなすことはなく、「ウェールズ法」は他郷者に許されない権能を定めるという形で彼らを位置づけている。

最後に他郷者の処遇が問題になるのは彼らがウェールズ人のコミュニティに組み込まれるときである。「ウェールズ法」は、他郷者がウェールズ人女性との間にもうけた子供について、また、土地の相続権を取得する条件について規定している。

本稿の中心的テーマは旅人としての他郷者であるが、第1節で紹介したようにこれは次節で取り上げることにする。順序を逆にするのは、旅人の関する規定が少なく、史料がより豊かな定着後の他郷者の処遇を手がかりにする必要があり、また、この他郷者については先行拙稿で関連規定をほぼ網羅的に検討しているからである。本節は先行拙稿の検討結果を、次節での議論に合わせて整理したものである⁽¹⁴⁾。

初めに「ウェールズ法」の中でアスティドの定義とみなしうる規定を2つ紹介する。

(3-1) 生来のボネズイクとは父、母ともにウェールズ人で、[その血統に] 奴隷やアスティド [が含まれ] ず、親族にも [そうした] 混血がない [者である]⁽¹⁵⁾。

(3-2) ポウイス生まれの人は、[母がグウィネズの人であっても] グウィネズにおいては母方 [の血縁者としての権利] を持っていない。また、[同様に] グウィネズ [生まれ] の人は、ポウイスにおいては [母方の権利を持って] いない。さらに、[このことは] デハイバースについても当てはまる⁽¹⁶⁾。

ボネズイクは自由身分のウェールズ人を指す語である⁽¹⁷⁾。(3-1) は純粹のウェールズ人を規定しているわけで、その要件は父方、母方ともに奴隷や他郷者の混血がないということである。本稿にとっては、アスティドはウェールズ人社会の正式メンバーでないと明示されている点が重要である。

(3-2) については説明が必要である。まず「母方の権利」とは何か。「ウェールズ法」は父母ともにウェールズ人の場合、子供は父方の血縁者として財産相続にあずかり、緊急時の支援を受けると定めている。しかし、父親が他郷者の場合には、父方の血縁者、財産ともに遠隔地にあるから、このルールを適用することは難しい。そこで、母方の血縁者が代わって子供を支えることになっていて、これが子供から見た「母方の権利」である。結婚によって女性が生来の血縁グループから離れて夫のそれに移るという慣行がある中で、夫が妻の故郷に定着するという例外的な状況下では自然なルールである。

次に、ポウイス、グウィネズ、デハイバースは、前節で説明したように、10世紀以降に王国として姿を見せるウェールズの3大地域名である。そこで、(3-2) は、例えばポウイスに自分の生来の血縁者を持つ者がグウィネズで妻を得ても、その子は「母方の権利」を主張すべきではないと定めていることになる。そう定める理由は明示されていないが、私はポウイスもグウィネズも同じウェールズ内の土地であり、ポウイス生まれの者がグウィネズに行っても他郷者ではないという点にあると推定する。

この推定が当たっていれば、(3-2) は前節で紹介した tud の中で最大の範囲、すなわ

ち、ウェールズ全体をひとつのまとまりと想定しているわけで、そこから他郷者とは非ウェールズ人を指すという理解を引き出すことができる。しかし、史料状況を見ると(3-2)は「イオルウェルス本」のみに見られる規定であり、13世紀に新しく作られたルールと判断してよい。したがって、(3-2)に記されているウェールズ人認識および他郷者認識は13世紀に、おそらく北ウェールズで新しく作られたものである。

とすれば、(3-2)は、この規定が定められる前は記述とは逆の他郷者意識、すなわち、ポウイスの人々はポウイスをひとつの「国」と考え、グウィネズの人々を他郷者ないし外国人とみなしていたことの証拠になる。12世紀までは、また、地域によっては13世紀になってもウェールズの人々はポウイスなどの大地域を単位として自分の「国」を認識し、同じウェールズ内でも他地域からやってきた者を他郷者とみなしていたのである。

他郷者が定着し、その地の住民として認められるためには、誰か地元住民の保護を受けなければならなかった。この点を示す規定をひとつ紹介しよう。

(3-3) 王のアスティドの人命金として63カイン支払われ、増額はない。彼の名誉金は3カインで、[これも]追加はない。

[貴族] ブライルのアスティドの人命金は王のアスティドの人命金の半額である。

また、[一般民] タイオグのアスティドの人命金はブライルのアスティドの人命金の半額である。そして、彼らの名誉金も同様 [の比率で定められている]⁽¹⁸⁾。

人命金と名誉金は奴隷以外の社会構成員が享受していた基本的な権利である。また、王、ブライル、タイオグという3大身分は、表現に違いはあっても、「ウェールズ法」を構成する4種の基本テキストに頻繁に記されていて、この3つでひとつの国に定住しているウェールズ人全体をカヴァーしている。したがって(3-3)は、定着しようとする他郷者が誰かウェールズ人の保護を確保すればそれで地域社会の一員として認められたことを示す。

ただし、言うまでもなく彼らはすぐに在地のウェールズ人と同等に扱われたわけではない。この点は人命金、名誉金の額を比較すれば明らかで、例えばアスティドとしては最高位である王のアスティドの人命金はウェールズ人最下位のタイオグと同額である。実際に王の保護を享受できるアスティドは例外的であった可能性が高いから、一般的に言って定着したアスティドは在地の人々よりも下位のメンバーとして受け入れられたのである。

実際、彼らは3つの点で在住者に比して不利な立場に置かれていた。

第1は、自立して法行為を担うことができないという点である。

(3-4) 自由身分の者は[自分の保護下の]アスティド[の犯行]に対して責任を負う。[ただし、その結果自分が]舌、生命、四肢を失う場合は別である。というのも、誰であれ他人の舌によって自分の舌、生命、四肢を失う[ことがあっては]ならないからである⁽¹⁹⁾。

(3-5) 誰であれ「森と野の否定」をする場合には、奴隷でもアスティドでもない 50 人の「無実保証」宣誓者を「出廷」させるべきである⁽²⁰⁾。

(3-6) 誰も、父親の管理下にある時期の息子を父親の同意なしに「売買の」保証人にしてはならない。……[同様に]アスティドも「売買の保証人になってはならない」。というのも、彼の言葉はウェールズ人にとって言葉「に値し」ないからである⁽²¹⁾。

(3-4) は、他郷者が他人に重傷を負わせたり、殺害したりした場合にこれを誰が償うべきか、責任の所在を例外を挙げて説明したもので、我々にとって重要なのは逆のケース、すなわち、一般的なケースでは他郷者の犯罪は保護者の責任とみなされ、保護者が必要な処置をとるべきだとしている点である。他郷者が当事者として出廷することを禁じる規定は見当たらないが、当事者となった場合に不可欠な血縁者や近隣住民の宣誓を得ることが大変困難であった点を考えると、通常は保護者の責任で訴えを起こしたり、受けたりしたと考えてよいだろう。

(3-5) は無実証明にかかわる規定で、殺人、放火、窃盗など重大犯罪の疑いをかけられた者は身の潔白を最終的に証明するために「森と野の否定」を、すなわち、50 人の地域住民から本人の無実を信じるという宣誓をしてもらう必要にせまられたのがあるが、その際他郷者の証言はカウントされないと定めている。また、(3-6) は売買の際の立ち合い証人にかかわる規定で、証人は例えばこの家畜は隠れた病気を持っていないと保証するのであるが、他郷者はこの証人になってはならないと定めている。無実保証宣誓、品質保証宣誓ともに、身分を問わず成人男子のウェールズ人が持っていた権利であり、それが他郷者には、定着して地域社会のメンバーとして受け入れられた後でも、認められていなかった。

第 2 のハンディキャップは自分の生来の血縁者団の支援を受けることができないという点である。

(3-7) その地で生まれた女性と他郷者である夫が結婚してもうけた「子の」誰かが人を殺害したならば、母方の血縁者が人命金を支払うべきである。それは、彼 [= 加害者] の父親には、彼が支払うべき人命金を分担してくれる血縁者がいないからである⁽²²⁾。

中世ウェールズでも血縁者団の支援は、(3-7) のように犯罪に巻き込まれた場合はむしろ、日常的にも必要であった。しかし、他郷者は故郷を遠く離れていて、生来の血縁者団の支援を期待できない。代わりに他郷者がまず頼りにしたのは自分の保護者であり、ウェールズ人女性と結婚している場合には妻の血縁者の支援を受けた。ただし、それでもこのハンディキャップを完全にカバーできなかったと思われる。

第3のハンディキャップは、定着後も他郷者は自分の世襲地を持てなかったことである。保護者の下で土地を与えられ、日常的に在地の人々と同様な農耕生活を送っていても、子供にその土地を相続させることはできなかった。「ウェールズ法」には、他郷者が在地のウェールズ人女性と結婚した場合、その息子は母方の血縁者団から財産分与を受けるという規定があるが⁽²³⁾、この財産の中に世襲地は含まれていない。男子相続人がいない場合を除き、女性が土地を相続することはなかったからである。

このようなハンディキャップを負っていた他郷者であるが、その劣った地位が永久に続いたわけではない。定着後同じ土地に4世代間居住を続けた他郷者は、自分の世襲地を確保し、地域社会で自立した正式メンバーと認められた。

(3-8) 法は、王が彼のアスティドを支配する権利を持っているのと同様に、[貴族]イヘルウルもそのアスティドに対し支配権を持つと定めている。そして、アスティドが王の荒れ地に定着した後、[そこに居住を続けて]4世代目に[に達すれば、その土地の]正当な所有者になると同様に、イヘルウルのアスティドも、もし彼らが上記と同じ期間イヘルウルの下で土地を保有し続けていたならば、[その土地の]正当な所有者となる⁽²⁴⁾。

これは、史料状況から判断すると13世紀に作られた規定であるが、私は4世代定着によって他郷者にも土地の世襲権が生まれるというルールは古い起源を持つと考える。ウェールズ人は開拓・定着後4世代目に達するとその土地に対する世襲権が成立すると考えていたことが10世紀以前にさかのぼる古い規定によって確認できるからである。

こうしてアスティドはそのハンディキャップから解放され、いわば一人前の住民になり、地域社会に組み入れられた。

IV 旅人と客人接待

本節は「ウェールズ法」が旅人の処遇についてどのようなルールを定めているか、関連規定を紹介しながら検討する。最初に前節で紹介した他郷者アスティドと本節が取り上げる旅人ないし客人との関係をどのようにとらえるのか、私の考え方を記しておこう。

ある地域の住民から見ると、①他郷者はまず旅人して現れる。②旅人の多くはほとんど住民と接触せずに通過したと考えられるが、本節で取り上げるのは何らかの接触が生まれ、しかも、住民がその接触についてルールが必要であると考えていた場合である。③住民と他郷者の接触は後者が定着すると大幅に増大するが、この段階の状況については前節で取

り上げたので、本節では扱わない。④住民と接触を持つ旅人のうち、住民によって積極的に迎え入れられ、宿泊や食事の提供を受けた者が客人となる。これが本節のテーマである。⑤しかし、旅人が住民に依頼しても宿泊などの世話を得られなかった場合もしばしば発生したと推定され、その場合旅人は次の村、地域へと歩を進めたはずである。本節はこの場合も視野に入れる。

⑥ところで、旅人ないし客人はウェールズ外の人とは限らない。むしろ現実には、ウェールズ人がウェールズ内を旅する場合が一般的であった。この点を念頭に置いて、本節ではできるだけ広く旅人、客人に言及する規定を取り上げる。⑦中世ウェールズでも王と家臣団が支配力の顕示や貢納物の徴収・消費のために国内を巡行した。彼らは旅先で手厚い接待を受け、その際の細かいルールが定められている。しかし、住民から見れば、この接待は義務であり、必ずしも自発的に行っていたわけではない。また、接待の内容も通常の旅人の場合と大きく違っていた。そこで、本節は王の巡行を視野の外に置く。

以上を要約すれば、ある地域に住むウェールズ人がたまたまやってきた他郷者を、自分の判断でどのように迎え、処遇したかであり、これが本節のテーマである。

旅人や客人に言及している「ウェールズ法」の規定は少数かつ断片的である。そこで、まず一般的に理解されている「客人接待」慣習について簡単に説明しておこう。手掛かりとするのは、西ヨーロッパを中心に世界各地から客人接待の事例を集めて整理、検討しているパイヤー（H. C. Payer）の著作『異人歓待の歴史－中世ヨーロッパにおける客人厚遇、居酒屋、そして、宿屋』⁽²⁵⁾である。「異人」と言っても神的な存在に焦点を当てているのではなく、パイヤーが実際に取り上げている宿泊者はもっぱら人間で、それも身近な人々から他国の見知らぬ旅人まで多様である。

パイヤーは北欧の史料を基に一般的な客人接待を次のように整理している⁽²⁶⁾。

(1) 旅人から一夜の宿を求められた者は、彼を客人として受け入れ、自分の力に応じて接待すべきであるという通念、慣習が確立していた。

(2) 旅人が宿泊を求めて訪れると、家主や主婦はまず門口で彼の身元を確認した。知人は当然受け入れるが、未知の人であれば身分、出身地、さらには、旅の目的についても尋ねたうえで、宿を提供するかどうか、また、どのように接待するか決めた。

(3) この身元確認の際、家主は武装して門口まで出た。血の復讐者など危険な人物が訪れることもあったからで、避けるべき人と判断すれば、宿泊の提供を断った。

(4) 受け入れが決まった客人は家主に武器を手渡し、家主は歓迎の杯を差し出した。この手続きによって家主が客人を保護するという関係が成立した。この関係は一時的なもので、客人の出発とともに解消された。

(5) 客人接待は1日ないし3日を限度として行われた。

(6) 接待の内容、厚遇の度合いは、客人の身分や地位と家主の経済力によって決まり、素泊まりから宴会まで多様であった。

「ウェールズ法」には旅人に関する規定が3つ記されている。

(4-1) 「自分のものではない家畜の」肉や皮を背負っていても盗人とはみなされない者がいる。それは困窮したアステイドが3日3晩の間施し物も宿も与えられずに、[すなわち]、1日に3つの村[を訪れ]、村ごとに9軒の家で[助けを求めたが]得られなかった[場合]、その後飢えゆえに[やむなく家畜を]盗み、その肉と皮を背負っているところを捕らえられた[者である]⁽²⁷⁾。

史料状況を説明すると、引用した「カヴネルス本」のほかに「イオルウェルス本」と「プレギウリッド本」にも含まれているので⁽²⁸⁾、(4-1)は12世紀以前にさかのぼる起源を持つと考えてよい。旅人の様子が目に浮かぶような具体的表現となっているのは、この規定が法律家の作文ではなく、古くから人々の生活に結び付いた慣習に根差しているからであろう。

まず、2つの前提的な点について確認しておこう。①中世ヨーロッパの旅人は原則として日々の食料を自分で獲得する必要があった。しかも、この食料調達は旅先の状況に大きく依存していて、例えば住民が食料不足の状態であった場合、あるいは、旅人に対して敵対的な感情を持った場合にはしばしば調達が困難になった。飢えに耐えて野宿の旅を続けることも決してまれではなかったのである。②他方、在地の住民はすべての旅人に食料や宿泊を提供する義務を負っていたわけではない。

次に、これらの点を踏まえて、(4-1)からどのようなことが言えるか、私の理解を記しておこう。

第1に、(4-1)が想定している困窮者はウェールズ外からの旅人に限定されない。第2節で挙げた区分で言えば、ウェールズを構成する他の大地域からやってきた場合にも充分当てはまる。古い起源を持つという(4-1)の史料状況もこうした推定を支援してくれる。

第2に、(4-1)は、比較的少数かもしれないが現実的なケースを想定していると考えてよい。旅先で死亡する旅人がまれでなかったことは次の規定からうかがわれる。

(4-2) 国境[の外]からやってきた者が[旅の途中に]他人の土地で死亡した場合は、その土地の所有者は彼[=旅人]の死衣[代金]として16ペンス受け取るべきである⁽²⁹⁾。

地域住民は、すべての旅人を接待する義務を負っているわけではないが、困窮者を見かければ無視することはできない、少なくとも餓死しない程度の支援をすべきだという、い

わば倫理的な共通意識を持っていたのであろう。

第3に、(4-1)には統治者の意図が込められている可能性がある。古くより王が困窮した旅人を自分の権益に属する者と理解していたことは以下の規定からまず間違いない。

(4-3) 王の荷馬は〔次の〕8つである。〔荷馬と〕呼ぶのは、これらがいつも王の仕事に良きことをもたらすからである。すなわち、海、王の荒れ地、他国から〔来て〕王の土地を通る貧しい〔旅〕人、盗人、突然死亡した者、王がエベディウを所得する死者、カムルウルウ、デイルウィ⁽³⁰⁾。

まず(4-3)の史料状況を見ると、同内容の規定が4種のテキストにそろって出てくるので古い起源を持つ規定であることは間違いない⁽³¹⁾。10世紀以降ウェールズ各地に王国が成立し、王権の内容を明示する必要が生じた時にまでさかのぼると考えてよい。

つぎに、8種の「荷馬」について説明が必要である。私は、推測を多く含んでいるが、以下のように理解している。

①「荷馬」とは、続く文章が示すように王の統治に役立つ物である。②8種の事例を自然、人、王に納入すべき金品に分類し、それぞれどのような意味で統治に役立つか推測するのが便宜であろう。

③海と荒れ地はいわば無主の自然を指し、そこから得られるものは王に属するという宣言であろう。④3種類の人のうち、貧しい旅人については後に取り上げることにして、盗人や突然の死者について推測すると、両者とも血縁、地縁から切り離されているから王の保護下に置くというのであろう。利益というよりも統治の問題である。⑤王が取得する金品のうち、エベディウは中世に広くみられる相続税の先駆的な形態で、一家の主が死亡すると、その財産の一部（多くの場合は所有する家畜一頭）を王に納入することになっていた⁽³²⁾。デイルウィ、カムルウルウはそれぞれ、重罪と軽罪の犯人に科される罰金である。3つはいずれも王が統治下の人々に対して、身分、地位を問わず課したもので、王国全体に対する支配権を象徴していた。

⑥以上、特に④を踏まえて貧しい旅人について推定すると、王は彼らから何か具体的な利益を期待したのではなく、誰の保護もなく旅する者、なかでも困窮している旅人は王の保護下に置くという宣言をここでしているのであろう。さらに推測すれば、このように宣言し、規定を作ることによって王は旅人が訪れるすべての土地に対して自分の保護権、したがって、支配権を確立しようとした可能性がある⁽³³⁾。

旅人に関する「ウェールズ法」の規定は以上3点のみである。乏しい手掛かりであるが、ここからどのような論点を引き出すことができるか、私の理解を記しておこう。

中世ウェールズの人々は、自ら旅に出ることは少なくとも、居住地に旅人を迎える機会はかなり頻繁にあったと推測される。古い起源を持つ旅人処遇のルールが記されているか

らである。

旅人の中には住民と接触することなく通過する者も多く、これは見守るだけでよかった。「ウェールズ法」にとって、また、本稿にとって重要なのは旅人が住民に食料や宿泊などの支援を求めた場合である。

住民は必ずしも旅人の要請にこたえていない。この点は(4-1)から明らかである。支援を断って、早く我が家から立ち去るよう求めた場合が少なくなかったと推定され、この間の交渉は旅人が困窮しているほど緊迫したものになったであろう。

このようにその都度交渉が行われたのであれば、住民はすべての旅人を客人として迎える義務を負っていなかったことになる。ただ、見知らぬ旅人とはいえ、困窮者を放置できないといった倫理的な責任感が広く共有されていた可能性が高い。他方、治安の観点からしても、困窮した旅人を救う必要があり、統治者側は彼らの受け入れを住民の一般的義務とみなしていた。

住民の支援を得られぬままに、あるいは、支援を得ても病気などで死去した旅人はその地の住民が埋葬した。ほかに方法はなかったであろう。旅人が王の保護下にあるという統治者側の理解と結びつけると、埋葬作業は住民が王に対して負っている義務でもあった。

では、住民が旅人の要請を受け入れ、客人として遇することになった場合のルールはどのように定められていたのか。

「ウェールズ法」には客人接待に関する規定が3種類含まれている。古い形をよく伝えている「カヴネルス本」から引用する。

(4-4) [客人が宿泊先の] 家で紛失しても弁済を受けない3つのもの。ナイフ、剣、ズボン⁽³⁴⁾。

(4-5) 武器を[身から離して] 安置すべき場所が3つある。……[第3は] 神と王の加護の下で、客人の武器が宿泊先[で安置される場合である]。この[ように安置された] 後は、その武器を使ってどのようなことが行われても持ち主は[責任を負わない]⁽³⁵⁾。

(4-6) 4つ[一組の] ものが3[種類] ある。……第2の4つ[一組] は、窃盗の訴え[を受けた場合] に本人と国の宣誓の間に置かれる4つの盾である。その第1は、法に従って客人を世話していた[という宿主の証言である]。すなわち、[自分は] その客人を夕食[時] から翌朝まで世話していた、また、その夜3回客人に手を差し伸べたという[証言] を家人とともにした[場合である]⁽³⁶⁾。

(4-4) は簡素な三題歌の形式を残していて、口承の時期にまでさかのぼる可能性がある。文意は容易であるが、規定の意味を理解するためにはいくつか説明が必要であろう。

第1は3つの事例に共通するのは何かという点で、私は常時身に着けているべきもの、

と考える。ナイフはおそらく食事などで使うもので、旅の必携品である。ズボンも就寝中も含めて身に着けている衣類を代表している。同様に剣も身から離すことのない護身用の短剣であろう。

第2は、常時身に付けている物の管理責任が本人にあるという当然のことを強調するのはなぜかという点である。この疑問は(4-4)が例外規定であることに注目すれば解消する。背後に、宿主は客人の所持品について管理責任を負っていて、紛失したら弁償すべきという一般的なルールが潜んでいるのである。

第3はこうしたルールを支える思考についてであり、(4-4)は客人がその所持品の管理を委ねることで宿泊中は宿主の保護を受け、その支配に服するという関係を暗示している。このように考えると、本節冒頭で紹介した客人接待の基本的な性格が(4-4)から浮かび上がってくる。

(4-5)も同様な関係を示唆している。自衛が大原則である社会で、武器を相手に委ねるのだから、客人は一時的ではあっても宿主に身柄を預けて保護を受けるほかない。

(4-6)は三題歌を4つ組み合わせたもので、現在の形にまとめられたのは比較的遅い時期だったと推定される。しかし、記された事例、特に引用した文章は、古い用語から判断して、10世紀以前までさかのぼる可能性がある。

ここで取り上げられているのは被疑者のアリバイ証明である。客人に何か犯罪の疑いがかけられた時に宿主が当人は一晩中我が家で床に就いていたと証言すれば、それは有力な無実証明になる。今日でも通用する考え方であるが、仕組みはかなり複雑である。少し説明しよう⁽³⁷⁾。

「ウェールズ法」は古い起源をもつ無実証明「国の宣誓(rhaith gwlad)」について細かく記している。すなわち、①3大重罪犯罪(窃盗、殺人、放火)の疑いをかけられた者は、親族など50人の証言を得て自分の無実を証明しなければならない。②しかし、すべての疑いについてこのように手間のかかる無実証明を求めるのは現実的ではなかったからだろう、ケースに合わせてより簡素な方法も定められている。(4-6)の表現を使えば、「国の宣誓」にまで進まないよう「盾」が置かれる場合であり、その場合は少数の確実な証人によって疑いを晴らすことができた。③そして、こうした証言のひとつが、客人は一晩中我が家にいたという宿主とその家族の宣誓であった。

(4-4)から(4-6)を以上のように理解すると、宿主と客人の関係はどのようなものであったと言えるか。

(1)3規定とも宿主の社会的地位や経済状況についてまったく条件を付けていない。その地の住民であれば、誰でも宿主になることができた、あるいは、宿主になるよう求められたと考えてよい。

(2) 客人に対しても特別な条件は付されていない。したがって、旅人は誰でも旅先の家で一夜の宿を求めることができ、受け入れられれば客人となったのである。

(3) 宿主、客人ともにその社会的地位が多様であったから、両者の関係は必ずしも対等ではなく、むしろ多様かつ複雑であったと推測される。しかし、客人接待のルールはこの点について配慮していない。

(4) ただし、接待の期間中は宿主が保護者、客人が被保護者という関係が成立した。この関係は宿主が客人を受け入れる条件であった。

以上の4点を踏まえると、客人接待が2つの時点で宿主、客人双方に緊張をもたらしたと考えてよいであろう。

ひとつは、訪れた旅人が危険な人物でないか宿主が判断する時である。知人や地域の有力者であれば問題はないが、そうでない場合はあいさつ程度の会話によって受け入れるかどうか決めなければならない。また、旅人からすれば、これは今夜の宿が確保できるかどうかという緊張の瞬間になる。

次に、暫定的とはいえ両者が支配・保護の関係に入ることも緊張をもたらしたはずである。中世の人々は常にだれかの保護を受けていたから、客人にとって宿主の保護はむしろ歓迎すべきことであったが、それでも、未知の宿主に生命財産を預けるという不安から、滞在を通じて緊張していたと考えるのが自然であろう。また、宿主としても、受け入れを決めた自分の判断が正しかったかどうか疑いの生じることもあっただろう。(4-3)で宿主は就寝中の客人に触れて所在確認をしている。体に触れるのは異常に思えるが、何らかの形の所在確認は折に触れて行われていたであろう。

V 『ウェールズ案内』の客人接待

本節は、まず中世ウェールズを代表する聖職の文筆家ギラルドゥス・カンブレンシスが『ウェールズ案内』で述べているウェールズ人の客人接待習慣を紹介し、次にこれを前節末尾でまとめた「ウェールズ法」の客人接待のルールと照合する。

まず『ウェールズ案内』について簡単に説明する。

ギラルドゥスは前半生期にアイルランドとウェールズに関する4つの著作を発表した⁽³⁸⁾。その最後の作品である『ウェールズ案内』は構成、内容ともに最も完成度が高い。12, 13世紀ウェールズ社会の研究にとって大変重要な史料であり、研究者はみな積極的に利用している。

この著作には2つの版があり、現存マニュスクリプトの比較検討から、いずれもギラルドゥス自身の手によるものであることが分かっている。第1版が発表されたのは1194年であり、第2版が完成したのは1215年である⁽³⁹⁾。ただし、両版の違いの大部分は語句レベルのもので、最大の変更は、第1版の第2巻末尾に記されている文章、すなわち、ウェールズ統治のためにはウェールズ人をほかの地域に移住させるのがよいという他人の意見を紹介した文章が、第2版では削除されている点である⁽⁴⁰⁾。本稿は第1版を利用する。

同書は2巻編成で、それぞれ序文がつけられている。第1巻の序文は全体に対するもので、献呈先への挨拶、執筆目的、簡潔な内容紹介、期待する評価などかなり多様な事項が含まれている。

その中で彼は、人々に知られていないウェールズ人・社会を初めて紹介するのだという意気込みを述べている⁽⁴¹⁾。彼はウェールズ外の人々、特にイングランド王宮に集う有力者たちにウェールズの自然や住民に関する情報を提供しようとしたのである。

第1巻の本文は18章からなり、前半の第1～7章ではウェールズ全体の自然、地理と地域区分、各地域の王家系譜、ウェールズ語、ウェールズという名称の由来などが要領よく説明されている。後半の第8～18章はウェールズ人に関する記述で、内容は多岐にわたる。主要な事項を挙げれば、ウェールズ人の戦闘能力と武装、畜産に偏した経済、質素な食生活、特異な生活習慣、優れた学習能力、音楽や言葉遊びの才能、巧みな弁舌、血統の重視とその結果生じる復讐、篤い信仰心、ウェールズ教会の特異な慣習などである。第1巻は単独でもよくまとまったウェールズ地誌になっている。客人接待に関する記述はこの第1巻に含まれている。

第2巻の「序文」でギラルドゥスは、第1巻はもっぱらウェールズ人の長所を取り上げてきたので、ここでは逆に短所を紹介する、このようにバランスの取れた著述をすることが歴史家の責任である、と述べている⁽⁴²⁾。第1巻から第2巻へ橋渡しする文章であり、決して不自然ではない。しかし、私は彼の言う第1、第2巻の性格づけには疑問を持っている。というのは、確かに第2巻は多くの短所を列挙しているが、第1巻には長所だけでなく、短所もしばしば紹介されているからである。ただし、本稿が利用する記述はすべて第1巻のものであり、ここでこの疑問に立ち入る必要はない。

ギラルドゥスは客人接待について次のように語っている。

(5-1) ウェールズでは誰も一夜〔の宿〕を乞う「必要は」ない。誰の家でもすべて〔の人々〕に開放されている〔からである〕。〔実際〕、ウェールズ人の寛大さ、特に食事における気前の良さは、〔彼らの〕すべての徳性の中で最も重要である。彼らは〔客人を迎えて〕喜びを共にするのが好む。

実際、〔あなたがウェールズを〕旅する際は宿泊について自分から求めたり、宿主

からの申し出を「待ったりする」必要はまったくない。ただ家に入って宿主に「所」持品を手渡すだけでよい。そうすればきっと「宿主が」足を洗う水を用意してくれる。これで「あなたは」客人となる。ウェールズ人の間では、足水の提供が「我家で一夜を」過ごして「ほしいという」招待なのである。もしあなたが「足」水はいらないと断れば、それはあなたがまだ日の早い時間に休息を求めて立ち寄っただけであり、その夜の宿泊を求めているのではない「という意思表示」となる⁽⁴³⁾。

(5-2) 夜になって、「今日は」これ以上客人が「来」ない判断した時に夕食が準備される。「献立は」その家で客人のために用意してあったもの、および、「その日」やってきた客人の数や地位に応じて変わる。……

「宿主の」家族は全員で客人を接待し、宿主夫妻が起立して、万事遺漏のないように「指示する」。夫妻は客人全員が「食事を」終えるまで夕食をとらない。もし何か不足したら、それなしで「食事を」済ませるのは「夫妻」自身である⁽⁴⁴⁾。

ギラルドゥスは客人接待の慣習をウェールズ人生来の気前の良さとして紹介し、ウェールズでは誰でも、どこへ行ってもこのような歓待を受けると言っている。細かく具体的な説明、弾むような筆の運びに魅せられた読者がここに彼の実体験を感じ取ってもおかしくない。研究者も基本的に上の記述をウェールズ人の古き良き慣習とみなしてきた。

しかし、前節で紹介した「ウェールズ法」の客人接待と照合してみると、(5-1)、(5-2)がウェールズの普遍的な慣習であったと安易に言えないことが分かる。両者はかなり違っていて、いずれが事実に近いのか、ともに事実を伝えているのであれば両者の関係をどうとらえるか検討する必要がある。検討は相違点の確認と上記2史料を支えているギラルドゥスの個人的な状況とに分けて行うのがよいであろう。

まず私が重視するのは次の相違点である。

- (1) 「ウェールズ法」を見ると接待を断られた旅人が多数いたと推定されるのに対して、『ウェールズ案内』ではすべての旅人が客人として接待されることになっている。
- (2) 『ウェールズ案内』では客人接待を受けるのはいわば当然の権利であるが、「ウェールズ法」では宿主に選択権があり、交渉によって諾否が決められた。
- (3) 「ウェールズ法」の規定は宿主と客人との間に緊張関係があったことを示唆するが、『ウェールズ案内』にはそうした気配は全く記されていない。客人は無条件で歓迎されることになっている。
- (4) 「ウェールズ法」は、武器の預け入れなど客人が宿主の保護下に入ることを示唆しているが、『ウェールズ案内』では所持品を宿主に手渡すと記すのみで、保護・被保護の関係が分かりにくくなっている。
- (5) 『ウェールズ案内』では、宿主はいつでも蓄えのある限り客人を接待することにな

っているが、「ウェールズ法」にそうした記述はなく、パイヤーによれば素泊まりの場合も少なくなかった。

以上の点を重ね合わせると、ギラルドゥスの記述に偏りがあると考えざるを得ない。彼は客人が特に歓待を受ける場合を取り上げ、それを一般化していると言ってよい。

では、なぜ彼はこのように偏った記述をしたのか。

理由としてまず思い浮かぶのは、この記述は他人の著作からの、特に文明度の低い人々を紹介している地誌の記述からの借用ではないかという疑いである。しかし、私はこの可能性はまずないと判断している。それは、彼がウェールズに住み、人々の生活をよく知っていたからである。自分がよく知っている事実と反すると分かっている他人の文章を借用することは、文筆力に強い自信を持っていたギラルドゥスにそぐわない。実際、現在まで種本となるような他人の文章は発見されていない。

次に、ギラルドゥスがウェールズ人の長所を強調するために偏った記述をした可能性がある。この点は、彼自身が『ウェールズ案内』第1巻ではウェールズ人の長所を、第2巻では逆に短所を挙げたと述べているので、まず間違いない。しかし、その場合でも記述は何らかの事実、おそらく自分の経験に基づいていると考えるのが自然であろう。第1巻に含まれる多様な記述の大部分が事実と即していることは他の史料から確認されていて、史料として積極的に活用されているからである。(5-1)、(5-2)の中に誇張が含まれている可能性はあるが、全くのフィクションではない。

とすれば、問題はどのような事実、特に彼自身の経験に基づいているかである。彼自身に関する2つの点を手掛かりとして推測しよう。

第1の手掛かりは、彼がどのように養育され、成人後南ウェールズでどのような地位にあったかという点で、これは彼の客人接待に関する基本的な視角を用意した可能性が高い。

ギラルドゥスは1145年ないし46年にウェールズ南西海岸にあるマノルビエ(Manorbier)城で生まれた。父ウィリアムはアングロ・ノルマン貴族で、12世紀前半にまず南東ウェールズに侵入・定着し、中葉に南西部に進出してマノルビエ城を預かるまでになっていた。母アングハルド(Anghard)は、12世紀中葉以降南西ウェールズで対峙していた2つの勢力、すなわち、この地域のイングランド勢力を率いるジェラルディン一族(Geraldins)と10世紀以降南西部のウェールズ人勢力を束ねていたデハイバース(Dehaubarth)王家の血統を等分に引いていた。ギラルドゥスは父方、母方いずれから見ても支配者の家に生まれ、しかも、外来の征服者の子弟として育てられた。彼の出自は民族、社会的地位ともにウェールズの一般民とはかけ離れていたわけで、彼自身もこの点を充分自覚していた⁽⁴⁵⁾。

他方ギラルドゥスはウェールズ特に南西部について豊かな知識を持っていた。この当時

ウェールズ聖界の中心であったセント・デイヴィズ教会（St. David's）の近郊で育ち、成人後は同教会で大助祭として活躍していたのであるから当然である。さらに彼は故郷南西ウェールズを愛し、マノルビエにまさる土地はないと考えていた⁽⁴⁶⁾。

以上から明かなように、ギラルドゥスは常日頃、矛盾しかねない2つの側面を持ってウェールズ人・社会を評価していたのである。

第2の手掛かりはギラルドゥス自身の旅行体験である。上で引用した文章は彼の実体験を反映している可能性が高い。

ギラルドゥスは中世ウェールズでは例外的と言ってよいほど頻繁に旅行している。2度のパリ留学、3度のローマ教皇庁訪問など大陸への旅を重ね、王宮付き司祭を務めた時期にはロンドン・ウェールズ間を何度も往復している。当然のことであるがウェールズ内での旅はさらに多く、その代表がカンタベリー大司教ボードウィンを先導した十字軍参加勸奨の巡行である⁽⁴⁷⁾。彼がウェールズ内の旅についてよく知っていたと考えてよい⁽⁴⁸⁾。

ただし、彼は「ウェールズ法」に記されている貧しい旅に比べると、豊かで、危険の少ない旅をしている。まず彼は聖職者、それも、ウェールズでは高位の人であった。多くの場合行く先々の教会、修道院で宿泊しているが、そこで歓迎され、手厚くもてなされたことは間違いない。不審者として門前払いされることなど念頭になかったであろう。彼がそうした心配をしたのは、王ジョンが彼を「王国の敵」と宣言した後、どこへ行ってもこれまで親しくしていた教会・修道院のメンバーが彼を避け、宿泊提供を渋った時だけである⁽⁴⁹⁾。そして、この苦い経験は『ウェールズ案内』が書かれた数年後のことである。

以上2つの手掛かりから、ギラルドゥスの客人接待に関する記述は常に特別待遇を受けている客人の立場からなされていると判断してよいであろう。自分自身の体験に基づいて、すなわち、特別のケースを一般化してウェールズ人の寛容さの表れであると紹介しているのである。

VI おわりに

本稿の検討で得た結論は特に新しいものではない。在地の人々が旅人に強い関心を持ち、必要に応じてかかわっていたこと、宿主が客人を受け入れる際に緊張関係が生まれたこと、客人は暫定的に宿主の保護を受けたことはいずれもごく自然に想定でき、わざわざ検討するまでもないとも言える。しかし、史料に基づいて検討すると通説的な「客人接待」のイメージがもっている不自然な点を発見し、修正するきっかけになるのも確かであって、本

稿はそうした作業のウェールズにおける試みである。

参考文献

史料

(A) 「ウェールズ法」

- [A1] Owen, Aneurin (ed., trans.): *Ancient Laws and Institutes of Wales, Laws Supposed to be Enacted by Howel the Good*, The Commissioners of the Public Records of the Kingdom, 1841.
- [A2] Wade-Evans, A. W. (ed., trans.): *Welsh Medieval Law, being a Text of Laws of Howel the Good*, Clarendon Press, 1909. (『カヴネルス本』)
- [A3] Emanuel, Hywel David (ed.): *The Latin Texts of the Welsh Laws*, University of Wales Press, 1967. (『ラテン語版』)
- [A4] Williams, Stephen J. & Powell, J. Enoch (eds.): *Cyfreithiau Hywel Dda yn ol Llyfr Blegywryd (Dull Dyfed)*, University of Wales Press, 1942. (『ブレギウリッド本』)
- [A5] Wiliam, Aled Rhys (ed.): *Llyfr Iorwerth, a Critical Text of the Venedotian Code of Medieval Welsh Law*, University of Wales Press, 1960. (『イオルウェルス本』)
- [A6] Jenkins, Dafydd (ed.): *Llyfr Colan, y Gyfraith Gymreig yn ol Hanner Cyntaf Llawysgrif Peniarth 30*, University of Wales Press, 1963. (『コラン本』)
- [A7] Jenkins, Dafydd (ed.): *Damweiniau Colan, Llyfr y Damweiniau yn ol Llawysgrif Peniarth 30*, Cymdeithas Lyfrau Ceredigion Gyf, 1973. (『コラン本補遺』)
- [A8] Fletcher, Ian F. (trans.): *Latin Redaction A of the Law of Hywel*, University of Wales Press, 1986. (『ラテン語 A 版』)
- [A9] Richards, Melville (trans.): *The Law of Hywel Dda (The Book of Blegywryd)*, Liverpool University Press, 1954. (『ブレギウリッド本』)
- [A10] Jenkins, Dafydd (ed., trans.): *The Law of Hywel Dda, Law Texts from Medieval Wales*, Gomer Press, 1986. (『イオルウェルス本』)
- [A11] Roberts, Sara Elin (ed. trans.): *The Legal Triads of Medieval Wales*, University of Wales Press, 2007.

(B) ギラルドゥスの著作と訳本

- [B1] Giraldus Cambrensis: *Topographia Hibernica* (in Dimock, James F. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 5, H. M. S. O., 1867) (『アイルランド地誌』)
- [B2] Giraldus Cambrensis: *Expugnatio Hibernica* (in Dimock, James F. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 5, H. M. S. O., 1867) (『アイルランド征服』)
- [B3] Giraldus Cambrensis: *Itinerarium Kambriae* (in Dimock, James F. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 6, H. M. S. O., 1868) (『ウェールズ旅行記』)
- [B4] Giraldus Cambrensis: *Descriptio Kambriae* (in Dimock, James F. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 6, H. M. S. O., 1868) (『ウェールズ案内』)
- [B5] Giraldus Cambrensis: *De Rebus a se Gestis* (in Brewer, J. S. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 1, H. M. S. O., 1861.) (『自叙伝』)
- [B6] Giraldus Cambrensis: *Gemma Ecclesiastica* (in Brewer, J. S. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 2, H. M. S. O., 1862)
- [B7] Giraldus Cambrensis: *De Principis Instructione* (in Warner, George F. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 8, H. M. S. O., 1891) (『君主の訓育』)

- [B8] Giraldus Cambrensis: *Symbolum Electorum* (in Brewer, J.S. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 1, H. M. S. O., 1861)
- [B9] Giraldus Cambrensis: *Speculum Ecclesiae* (in Brewer, J.S. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 4, H. M. S. O., 1873)
- [B10] Giraldus Cambrensis: *De Jure et Statu Menevensis Ecclesiae, Dialogus* (in Brewer, J.S. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 3, H. M. S. O. 1863) (『セント・デイヴィズ教会の権利と地位』)
- [B11] Giraldus Cambrensis: *Vita Sancti Dividis Menevensis Archiepiscopi* (in Brewer, J.S. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis* vol. 3, H. M. S. O., 1863.) (『セント・デイヴィズ教会大司教聖デイヴィッド伝』)
- [B12] Giraldus Cambrensis: *De Vita Galfredi Archiepiscopi Eboracensis* (in Brewer, J.S. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 4, H. M. S. O., 1873.) (『ヨーク大司教ジョfrey伝』)
- [B13] Giraldus Cambrensis: *Vita Sancti Ethelberti.* (in [B8])
- [B14] Giraldus Cambrensis: *Vita Sancti Remigii* (in Dimock, James F. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 7, H. M. S. O., 1877)
- [B15] Giraldus Cambrensis: *Vita Sancti Hugonis* (in Dimock, James F. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 7, H. M. S. O., 1877)
- [B16] Giraldus Cambrensis, (Scott, A.B. & Martin, F.X. (ed., trans.)): *Expugnatio Hibernica, The Conquest of Ireland*, Royal Irish Academy, 1978. (『アイルランド征服』)
- [B17] Giraldus Cambrensis (Bartlett, Robert (ed., trans.)): *Instruction for a Ruler, De Principis Instructione*, Clarendon Press, 2018. (『君主の訓育』)
- [B18] Giraldus Cambrensis (Davies, W.S. (ed.)): *De Invectionibus/The Book of Invectives of Giraldus Cambrensis, Y Cymmrodor*, vol. xxx, 1920. (『論駁』)
- [B19] Giraldus Cambrensis (Lefevre, Y. & Huygens, R.B.C. (eds., trans.)): *Speculum Duorum, or a Mirror of Two Men*, University of Wales Press, 1974. (『二人の鑑』)
- [B20] Giraldus Cambrensis: *Topography of Ireland* (in Wright, Thomas (ed.), Forester, Thomas & Hoare, Richard Colt (trans.): *The Historical Works of Giraldus Cambrensis*), H. G. Bohn, 1863. (『アイルランド地誌』)
- [B21] Gerald of Wales, (O'Meara, John (trans.)): *The History and Topography of Ireland*, Penguin Books, 1951. (『アイルランド地誌』)
- [B22] ギラルドゥス・カンブレシス, (有光秀一訳): 『アイルランド地誌』, 青土社, 1996年。
- [B23] Giraldus Cambrensis: *The Vaticinal History of the Conquest of Ireland* (in Wright, Thomas (ed.), Forester, Thomas & Hoare, Richard Colt (trans.): *The Historical Works of Giraldus Cambrensis*, H. G. Bohn, 1863. (『アイルランド征服』)
- [B24] Giraldus Cambrensis: *The Itinerary through Wales* (in Wright, Thomas (ed.), Foster, Thomas & Hoare, Richard Colt (trans.): *The Historical Works of Giraldus Cambrensis*, H. G. Bohn, 1863) (『ウェールズ旅行記』)
- [B25] Giraldus Cambrensis: *The Journey through Wales* (in Thorpe, Lewis (trans.): *The Journey through Wales and The Description of Wales, Penguin Books*, 1978. (『ウェールズ旅行記』)
- [B26] Giraldus Cambrensis: *The Description of Wales* (in Wright, Thomas (ed.), Foster, Thomas & Hoare, Richard Colt (trans.): *The Historical Works of Giraldus Cambrensis*, H. G. Bohn, 1863) (『ウェールズ案内』)
- [B27] Giraldus Cambrensis: *The Description of Wales* (in Thorpe, Lewis (trans.): *The Journey*

through Wales and The Description of Wales, Penguin Books, 1978. (『ウェールズ案内』)

- [B28] Giraldus Cambrensis (Rutherford, Anne (ed., trans.)): “*I, Giraldus*”, *The Autobiography of Giraldus Cambrensis (1145–1223)*, Rhwymbooks, 2002. (『自叙伝』)
- [B29] Giraldus Cambrensis (Butler, H. E. & Gillingham, John (eds., trans.)): *The Autobiography of Gerald of Wales*, The Boydell Press, 2005, (orig. 1937)

II 参考文献 (本文や註で言及したもの)

(C) 「ウェールズ法」

- [C1] Charles-Edwards, T. M.: *The Welsh Laws*, University of Wales Press, 1989.
- [C2] 永井一郎「ノルマン侵入後のウェールズー独立をかけた戦い」(青山吉信 編著『世界歴史大系 イギリス史 I 先史～中世』, 山川出版社, 1991 年, 132～142, 299～328 ページ)。
- [C3] 永井一郎「『ウェールズ法』にみられる『マイル』と『地のマイル』」『国学院経済学』第 26 巻 4 号, 1978 年。
- [C4] 永井一郎「『ウェールズ法』とハウエル・ザ王」『国学院経済学』第 35 巻 2 号, 1987 年。
- [C5] 永井一郎「『ウェールズ法』のマニュスクリプト・グループ」『国学院経済学』第 36 巻 4 号, ① 989 年。
- [C6] 永井一郎「『国の宣誓』, 『国の評決』, 『国の長老』と『国』」『国学院経済学』第 42 巻 2 号, 1994 年。
- [C7] 永井一郎「『ウェールズ法』に見られる『王の荒地』ー初期中世ウェールズ王権の土地認識」『国学院経済学』第 48 巻 2 号, 2000 年。
- [C8] 永井一郎「『ウェールズ法』の三題歌とその口唱ー『土地要求』規定を事例として」『エール』第 30 号, 2010 年。
- [C9] 永井一郎「中世ウェールズにおける窃盗裁判ー法慣習と人々の意識」『国学院経済学』第 72 巻 2 号, 2023 年。
- [C10] H. C. パイヤー (岩井隆夫 (訳))『異人歓待の歴史ー中世ヨーロッパにおける客人厚遇, 居酒屋, そして, 宿屋』ハーベスト社, 1997 年。

(D) ギラルドゥス・カンブレンシス

- [D1] 永井一郎「『ウェールズ案内』におけるギラルドゥス・カンブレンシスの二元性」『国学院経済学』第 57 巻 3・4 号, 2009 年。
- [D2] 永井一郎「ギラルドゥス・カンブレンシスと 12 世紀南ウェールズの政治世界 (I), (II)」『国学院経済学』第 59 巻 1 号, 2010 年, 第 59 巻 2 号, 2011 年。
- [D3] 永井一郎「ギラルドゥス・カンブレンシスの自己認識とウェールズ評価 (I), (II)」『国学院経済学』第 59 巻 3・4 号, 2011 年, 第 60 巻 2 号, 2012 年。
- [D4] 永井一郎「『ウェールズ案内』を読み直すー著者ギラルドゥスの執筆意図を手がかりに (I), (II)」『国学院経済学』第 65 巻 1 号, 2016 年, 第 65 巻 2 号, 2017 年。
- [D5] 永井一郎「ギラルドゥス・カンブレンシスの帰属意識」『国学院経済学』第 69 巻 1 号, 2020 年。

註

第 1 節

- (1) 第 2 節で「ウェールズ法」の校本と訳本について紹介する。
- (2) [B3] Giraldus. [B25] Giraldus (trans. Thorpe).
- (3) たとえば, [C9] 永井, 第 2 節。

- (4) [C3] 永井。タイトル中の「アルトゥド」は *alltud* を英語読みしたものであるが、この語はウェールズ語であるから「アステイド」を表記すべきであった。

第2節

- (5) [C9] 永井, 第2節。
 (6) [A2] Wade-Evans.
 (7) [A5] Wiliam. [A10] Jenkins.
 (8) [A4] Williams & Powell. [A9] Richards.
 (9) [A3] Emanuel. [A8] Fletcher.
 (10) 三題歌とは、何らかの点で共通性を持つ3つの事項を列挙する表現形式である。簡潔なものは口承されていた可能性が高く、古い起源をもつと推定されている。[C8] 永井。
 (11) [C6] 永井。
 (12) [C6] 永井, 第5節。
 (13) [C2] 永井, 132~142 ページ。

第3節

- (14) [C3] 永井。
 (15) [A4] Williams & Powell, p. 58. [A9] Richards, p. 65.
 Kymro vam tat vyd bonhedic canhwynawl, heb gaeth heb alltut heb letach yndaw.
 (16) [A5] Wiliam, p. 57. [A10] Jenkins, p. 108.
 Kanhwynawl o Powys ny dele mamuys eg Guyned, nec o Uyned em Powys; ac euelly en Dehe-uparth.
 (17) [A10] Jenkins, p. 318.
 (18) [A2] Wade-Evans, pp. 44~45, 193.
 Galanas alltut brenhin; a telir o teir bu a tri vgein mu o heb drychafel. Y sarhaet yw bu heb ychwanec. Galanas alltut breyr; hanheravc uyd ar alanas alltut brenhin. Galanas alltut taeog; hanheravc uyd ar alanas alltut breyr. Ac uelly e byd eu sarhaedeu.
 (19) [A2] Wade-Evans, pp. 111~12, 255.
 Gvr ryd a dyly atdeb dros y alltut o pop hawl ny dylyho colli e tauavt ac eneit ac aelodeu. Kany dyly neb colli tauavt ac eneit ac aelodeu, o tauavt dyn arall.

第3節

- (20) [A2] Wade-Evans, pp. 37, 184~85.
 Y neb a watto coet a maes; rodet lv deg wyr a deu vgeint heb gaeth a heb alltut.
 (21) [A2] Wade-Evans, pp. 88, 233~34.
 Ny dyly neb kymryt mab yn vach heb ganhat y tat tra . . . nac alltut kanyt geir y eir ar gymro.
 (22) [A3] Emanuel, p. 135. [A8] Fletcher, p. 45.
 Si ex m uliere indigena et ex marito sou exule nascitur aliquis qui hominem occidat, pars matris reddat galanas, quia pater eius non habet super quos dividat precium eius.
 (23) [A3] Emanuel, p. 135. [A8] Fletcher, p. 45.
 (24) [A5] Wiliam, p. 58. [A10] Jenkins, p. 114.
 E keureyth a deweyt e dele meybyon uchelwyr cadu argluydyath ar eu halltudyon ual e dele e

brenhyn kadu argluydyaeth ar y alltudyon enteu; ac ual yd a alltudyon en pryodoryon en e petwaregur guedy a dotter ar dyffeyth brenhyn uynt, euelly yd a alltudyon e mebyon uchelwyr en petwaregur en pryodoryon o byddant en guarchadu tyr adanadunt en kyhyt a henne.

第4節

(25) [C10] パイヤー。

(26) [C10] パイヤー, 30~31 ページ, 392 ページ

(27) [A2] Wade-Evans, pp. 64, 213.

Un dyn a ddieinc o ledrat kic a chroen ar y geuyn. Y ghenavc alldut a uo teir nos a thri dieu heb gardavt heb westua. A chrvydrav o honav teir tref beuny d a nnv trei ym pop tref. Ac yna rac newyn guneuthur lledrat o honav. Ae dala ynteu yna a chic a chroen ar y gef yn.

(28) [A5] Wiliam, p. 80. [A10] Jenkins, p. 167. [A4] Williams & Powell, p. 122. [A9] Richards, p. 113.

(29) [A2] Wade-Evans, pp. 99, 243.

Pan uo marv gwr gorwlat ar tir dyn arall, vn ar pymthec a geiff perchenavc y tir dros y uarv tywarchen.

「イオルウェルス本」では、旅人一般ではなく、他の国からやってきた女性が死去した場合となっている。[A5] Wiliam, p. 30. [A10] Jenkins, p. 57.

(30) [A3] Emanuel, p. 135. [A8] Fletcher, p. 46.

Octo sunt pynueyrch regis; semper enim cumulant bona ad opus regis; scilicet, mare; desertum regis; pauper extraneus, terram regis pertransiens; latro; mortuus subita morte; mortuus de quo habeat ebedyw; et duruy; et camlure.

(31) [A2] Wade-Evans, pp. 65, 213~14. [A5] Wiliam, p. 23. [A10] Jenkins, p. 40. [A4] Williams, pp. 46~47. [A9] Richards, p. 57.

(32) [A10] Jenkins, pp. 340~41.

(33) [C7] 永井, 第3節。

(34) [A11] Roberts, pp. 78, 79.

Tri peth ny thelir ky d koller yn y randy: kellell, a cledyf a llawdyr.

[A2] Wade-Evans, pp. 137, 279. [A4] Williams & Powell, p. 115. [A9] Richards, p. 107.

(35) [A11] Roberts, pp. 88, 89.

Tri gorsaf aryf yssyd ac arueu gvestei yn y lety dan amdiffyn Duv a' r brenhin.

Beth bynhac a wnelher a' r arueu hynny gvedy dotter uelly, ryd uyd eu perchennauc.

[A3] Emanuel, p. 128. [A8] Fletcher, p. 33.

(36) [A11] Roberts, pp. 50~52.

Tri phedwar yssyd. . . . Eil pedwar yw y pedeir taryan a a rwg dyn a reith gwlad rac hawl ledrad: vn ohonunt yw cadw gwesti ynghyfuereithyawl, nyd amgen no chadw o pryd gorchyuaerwy hyd y bore trannoeth, a dodi y law drostaw teir gweith yn y nos honno a hynny tyngy ohonaw a dynyon y ty ganthaw:

[A2] Wade-Evans, pp. 124~25, 266~67. [A4] Williams & Powell, p. 109. [A9] Richards, pp. 102~03.

(37) 史料 (4-6) 全体の構成や内容については, [C9] 永井, 第4節を参照。

第5節

(38)[B1] Giraldus. [B2] Giraldus. [B3] Giraldus. [B4] Giraldus.

(39)校本をつくったディモック、それを英訳したソープは3つの版が存在していると考えているが、第2版と第3版の差はいくつかの語句だけであり、また、第3版を伝えているとされるマニュスクリプトは16世紀のもの1点だけである。そこで私は第3版のマニュスクリプトを独立の版に数えないことにする。パートレットも第1、第2版しか挙げていない。 [D1] Bartlett, pp. 216~17.

(40)[B27] Giraldus (Thorpe), pp. 51~52, pp. 278~79.

(41)[B4] Giraldus, p. 157. Giraildus (Thorpe), p. 213.

(42)[B4] Giraldus, p. 205. Giraildus (Thorpe), p. 255.

(43)[B4] Giraldus, pp. 182~83. [B27] Giraldus (Thorpe), p. 236.

Nemo in hac gente mendicus. Omnium enim hospitia omnibus sunt communia. Largitatem quippe, et praecipue dapsilitatem, cunctis virtutibus anteponunt. Adeo nempe hospitalis hic gratia communione laetatur, quod itinerantibus ea nec offerantur nec petatur. Tantum etiam, domum intrantes, protinus arma custodiae tradunt; deinde statim aquam offerentibus si pedes ablui permiserint, hospitio suscepti sunt: aque nimirum pedibus oblatio hospitalis apud hanc gentem est invitatio. Osequium autem oblatum si forte recusant, matutinas recreationes et non hospitia volunt.

(44)[B4] Giraldus, pp. 183~84. [B27] Giraldus (Thorpe), pp. 236~37.

Vespere vero, cessantibus jam adventantium turbis, juxta numerum virorum et dignitatem, juxta domus quoque facultatem, exhibitio procuratur. . . .

Cum autem certatim obsequiis familia tota deserviat, soli prae ceteris hospes et hospitia semper astando solícite cuncta perlustrant; nec unquam, nisi post plenam omnium refectionem, cibos sumunt; ut si quis forte defectus accidere debeat, in ipsos cadet.

(45)[D5] 永井, 第2節。

(46)[D5] 永井, 第2節。

(47)『ウェールズ旅行記』はこの巡行の記録である。[B3]. [B25].

(48)彼の『自叙伝』には旅の途上で遭遇した困難とそれを乗り越えた工夫が記されている。

(49)[B5] Giraldus, pp. 235~38. [B29] Giraldus (Butler), pp. 260~63.